



(特殊取扱)、  
第422条の二 法第30条の1項の

発行された二枚以上の電信為替証書は、一枚の電信為替証書とみなす

龍 鮑  
龜 鯛  
鶴  
鹿  
麅

現住所  
氏ふりが名な

規定による送達の取扱は、受取人の住所が自局の電報の特別配達区域（郵便規則（一九五三年規則）第二四号）に七十六条第一項に規定する

オ四十九條の二項中「二十円」を「四十円」に、  
「四十円」を「八十円」と改める。

○農業研究指導所講習生養成規（一九五三年告示第十六号）に基き、左記

中央農業研究指導所長あて  
六 入所通知  
本人あてに通知する

地域を除く。) にある場合又は港湾等に停泊中の船舶内にある場合において、その受取人に対して送達する電信為替証書を特使により送達する取扱とする。

**附 則**  
この規則は、一九五七年四月一日から施行する。

とおり一九五七年度農村中堅青年養成講習生を募集する。

中央農業研究指導所  
講習場所  
口、講習期間　自一九五七年四月  
所　　一日  
至一九五七年六日  
三十一日

略

「当用漢字表」（一九五一年告示六十三号「文書作成規程」才五条）に掲げる漢字以外に人名に用いてさしつかえない漢字を次の表とおり定める。

二  
一  
入所資格 琉球管内に本籍を有す  
新制中学卒業又はそれと同  
者

但し、日用品及び寝具（毛布）は各自持參のこと敷設する。

域内外の区別、配達路程、はしけ料又は渡船料がわからない場合には主

4 オ一項の規定による取扱によりり  
3 前項の規定により差出人が納付した料金に不足があるときは、その不足額は受取人から徴収し、受取人これを納付しないときは差出入から徴収する。

信為替証書を送達する際受取人が不在、移転その他の事由により送達す

ことができなかつた場合における電信為替証書の送達については、前条の規定を準用する。

5 才二項の規定による料金の納付については、差出人及び受取人並びに  
郵便局が同一で、且つ、同時に

錦虎羣嶺甚熊橘巍梯巖嘉匡玄丑  
鑾嘯鹿棲陸爾欣朋敦已圭卯亦承  
靖輔艷穀磨猪欽杉邑庄奈只亨乃  
須辰萬綻璣玲縠桂晃弘宏吾亮之  
馨郁藤懶祜琢浩桐晉弥廣呂仙也

身体強健、志操堅実な者で講習期間中家事に係累のない者  
入所願（様式オ一號）履歷書及  
市町村長の推薦書を添え三月十一  
日までに最寄りの農業研究指導  
に必着するよう提出のこと。  
四 領書様式

本、終了者には修了証を交付する  
往復の旅費は給付しない  
當を支給する

一九五六年沖縄水難事件  
機船第三沖水丸沈没事件

裁決書

二月十八日吉渡  
沖縄海難審判委員会

一九五七年  
二月十八日吉渡

川崎建富記

員会書記

○農業研究指導所講習生養成規（一九五三年告示第十六号）に基き、左記のとおり一九五七年度農村中堅青年養成講習生を募集する。

一九五七年二月十三日

中央農業研究指導所長

記 下地幸一

一 募集人員 二八名

二 入所資格 琉球管内に本籍を有し左の資格を有する者

(1) 年令満十五才以上の者

(2) 身体強健、志操堅実な者で請期間中家庭に係繫のない者

三 願書提出

入所願（様式オ一號）履歴書及市町村長の推薦書を添え三月十五日までに最寄りの農業研究指導所に必着するよう提出のこと。

四 願書様式

(様式オ一號)

入 所 願

このたび農村中堅青年養成講習として受講したいので別紙履歴を添えて御願い致します。

年 月 日

|                                |                               |   |           |
|--------------------------------|-------------------------------|---|-----------|
| <p>五 入所通知</p> <p>本人あてに通知する</p> | <p>六 その他の事項</p> <p>八、講習場所</p> | <p>中央農業研究指導所長あて</p> <p>中央農業研究指導所長あて</p> | <p>氏名</p> |
|                                |                               |   |           |
|                                |                               |   |           |
|                                |                               |   |           |
|                                |                               |   |           |



|   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| 一、目的 酒類製造及販売  |  | とを約して行う当該期間における掛金の受入  |  |
| 二、代表社員の氏名<br>仲本 雄伸                                      |  | 期間における掛金の受入   |  |
| 三、社員の氏名住所出資の目的価格及<br>履行した部分及び責任                         |  | 二、預金又は定期積金の受入   |  |
| 中頭郡志川村金武湾九<br>一金武拾万円也 全部履行                              |  | 三、資金の貸付又は手形の押引  |  |
| 無限責任 仲本 雄伸  |  | 四、有価证券、貴金属その他の物品の保護預り   |  |
| 中頭郡志川村上平良川区<br>参事                                       |  | 右昭和參拾弐年武月拾四日登記所   |  |
| 一金拾五萬円也 全部履行  |  | 八重山登記所  |  |
| 有限公司 諸見里 清  |  | 新里雅宣  |  |
| コザ市胡屋区六班  |  | 湖城其章  |  |
| 一金拾五萬円也 全部履行  |  | 正誤  |  |
| 有限公司 諸見里 第  |  | ○支配人選任  |  |
| 右昭和參拾弐年武月拾四日登記所   |  | 一、支配人の氏名、住所   |  |
| 前原登記所   |  | 八重山郡石垣市字大川武百  |  |
| 一、資本の總額 金五百萬円也  |  | 四番地   |  |
| 一、株式会社 沖縄相互銀行   |  | 根路銘恵  |  |
| 一、商店 株式会社 沖縄相互銀行  |  | 一、主人の氏名、住所  |  |
| 一、支店 国頭郡名護町大中区芭傍  |  | 那覇市拾区拾四組  |  |
| 中頭郡越東村安慶田区芭<br>班  |  | 株式会社沖縄相互銀行  |  |
| 那覇市拾区八組   |  | 一、支配人を置きたる場所  |  |
| 那覇市辻町壹丁目六拾七<br>番地                                       |  | 八重山郡石垣市字大川武百  |  |
| 中頭郡嘉手納村四区壹班   |  | 四番地   |  |
| 八重山郡石垣市字大川武<br>百四番地                                     |  | 八重山登記所  |  |
| 同 市五区武拾參組   |  | 右昭和參拾弐年武月拾四日登記所   |  |
| 伊波興光  |  | 一、取締役の氏名及住所   |  |
| 新里雅宣  |  | 那覇市拾区武組   |  |
| 湖城其章  |  | 一、取締役の氏名及住所   |  |
| 代戴取締役 只志頭得助   |  | 那覇市拾区八組   |  |
| 伊波興光  |  | 那覇市拾区武組   |  |
| 一、目的 一、一定の期間を定め、<br>その中途又は満了の<br>ときにおいて一定の<br>金額の給付をするこ |  | ○裁判所  |  |
|   |  | 平良孝次郎   |  |
|   |  | 裁判所調査官に任命する   |  |
|   |  | 八級一号俸を給する   |  |
|   |  | 巡回裁判所事務局調査課勤務を命ず  |  |
| 一九五七年二月十五日  |  | ○一九五七年二月六日公報号外第3号<br>二真三段據載の「行政事務代決規<br>項」を「7の2第34条第2項」<br>に訂正。 |  |
| 発行所 行政主席官房文書課   |  | (共同印刷社印行)   |  |